

## パブリックコメントにおける主な意見への回答（案）

No.	意見の概要	回答
1	被害低減や計画的保護管理のための対策強化が必要であり、指定管理鳥獣の指定に賛成。ただし、捕獲対策だけにならないよう、出没防止対策や生息環境の保全等への支援が必要。	環境省が令和5年12月に設置したクマ類保護及び管理に関する検討会が本年2月に取りまとめた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」（以下「対策方針」という。）でも、「クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、繁殖力、個体数の水準、被害の様態が異なることから、効果的な被害低減を行うためには、ニホンジカ・イノシシとは異なる支援メニューを検討する必要がある」と指摘されています。ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して、被害防止に向けた総合的な対策への支援を進めてまいります。
2	クマ類の捕殺強化につながる指定管理鳥獣の指定に反対。捕獲ではなくクマ類とのすみ分けのための新たな制度を創設すべき。	対策方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」、「広域的な管理」、「順応的な管理」の3つの管理を推進することとしています。また、「クマ類の分布は、四国を除き北海道及び本州の広い地域で拡大する傾向を示しており、それに伴って、人の生活圏での出没や人身被害が増加している。今後、分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがある。このため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定することで、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理の支援が必要」として、「捕獲に偏らない総合的な対策が必要」とも指摘されています。これらの指摘を踏まえ、四国を除く個体群を指定管理鳥獣に指定する必要があると考えていますが、ご意見を踏まえ、捕獲に偏らない、すみ分けを図るための対策への支援制度についても検討してまいります。
3	自治体にクマ対策の専門員を配置すべき。	対策方針でも、自治体等への専門人材の配置や育成の必要性について指摘されているところであり、ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して検討してまいります。
4	クマの本来の生息地である奥山の広葉樹林を復元すべき。	クマ類の生息地の保護・整備については、環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)」（以下「ガイドライン」という。）において、鳥獣保護区等の保護区の設置や針葉樹人工林の広葉樹林又は針広混交林への誘導、落葉広葉樹林環境の保全・復元等の考え方を示しています。ご意見を踏まえ、関係省庁と連携して、クマ類の生息地の確保に努めてまいります。
5	大規模森林伐採を伴う奥山での再生可能エネルギー開発を規制すべき。	クマ類の重要な生息地の保護については、上記ガイドラインにおいて、鳥獣保護区等の保護区の設置等の考え方を示しています。また、生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）において「再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない」とされているところであり、引き続き自然環境と共生する再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。
6	堅果類の凶作年に人里への出没を防止するため、山裾に餌となる樹を植え「クマ止め林」を作るべき。	人の生活圏に近い山裾に餌となる樹を植えることによる人の生活圏への出没防止効果等について科学的な検証が必要と考えています。

No.	意見の概要	回答
7	クマ類の錯誤捕獲が発生しないための対策を徹底すべき。	ニホンジカ及びイノシシの捕獲を進める中でわなの使用に伴う錯誤捕獲の発生が増加しないよう、わなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲の発生防止に向けて、専門家の協力も得ながら必要な対策を引き続き検討してまいります。
8	全国に放獣体制を整備し、すぐに放獣できない場合の保護施設を設置すべき。	錯誤捕獲した場合の放獣体制については、環境省が令和3年3月に作成した「クマ類の出没対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）においても、クマの放獣に関する対応方法や注意事項、錯誤捕獲を防止するための対策等を整理し、都道府県に対して周知を図っており、引き続き適切な放獣体制の整備に努めてまいります。また、傷病個体の救護については、救護の目的や意義を明確化するとともに、地域の実情に応じて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するなどの対応が必要と考えます。
9	検討会による「シカ・イノシシとは別の制度の検討」という意見が省令案に反映されていない。	対策方針では、「クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、繁殖力、個体数の水準、被害の様態が異なることから、効果的な被害低減を行うためには、ニホンジカ・イノシシとは異なる支援メニューを検討する必要がある」と指摘されているところであり、この指摘を踏まえ、必要な支援の検討を進めてまいります。
10	個体数調査や生息環境（森林）調査と分析、出没原因の究明、異なる意見のくみ取り、方針転換による影響予測等を行うなど、もっと時間をかけて検討すべき。	指定管理鳥獣への指定については、対策方針において、現時点の科学的知見を踏まえ、「クマ類の分布は、四国を除き北海道及び本州の広い地域で拡大する傾向を示しており、それに伴って、人の生活圏での出没や人身被害が増加している。今後、分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがある。このため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定することで、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理の支援が必要」と指摘されています。引き続き、各種モニタリングの充実・強化を図るとともに、科学的知見の蓄積を踏まえ、順応的な管理を進めてまいります。
11	クマ類の個体への負担や誘引を伴う生息数推定調査はやめるべき。	クマ類の科学的・計画的な保護・管理を推進するために、個体数推定等の調査結果は重要な基礎情報になると考えています。また、現在多くの地域で実施されているカメラトラップ法やヘアトラップ法は、試料採集に伴う動物への身体的負担が少なく、餌付くことを防止することに配慮した構造で調査が実施されています。
12	クマ類の生息数推定の精度を上げるべき。	クマ類を始めとする野生動物の個体数の推定には不確実性が伴いますが、関係学会等とも連携して、科学的知見の蓄積を踏まえ、推定手法等の改善による精度の向上に努めてまいります。
13	科学的根拠に基づかない主張や報道がある。クマ類の正しい情報や出会ったときの対応法を普及すべき。	環境省ホームページ、環境省が公表しているガイドライン・マニュアル・対策方針等において、クマ類の生態、生息状況、被害状況、クマ類に遭遇した際の対応等に関する情報を取りまとめ、情報発信に努めています。引き続き関係学会等とも連携して、科学的な情報の発信に努めてまいります。